

さて主題設定にかかわる二・三の問題について、若干の説明を加えておきたい。

第一に対象者としての主婦についてである。本調査研究では、『4・5才児をもつ社宅の母親』を対象としたわけであるが、その理由は次のとおりである。

① 4・5才児の母親に限定した理由

ア. 4・5才児に対しては、母親はためらいが少ないであろうと考えられる。たとえば、母親はいけないと考えたこと、感じたことは、4・5才児にはためらうことなく態度に示すであろうということである。ここで三才児の母親を除外したのは、調査上の問題からだけであって、今回は母集団として捕えやすいように、幼稚園に子どもをあげている4・5才児の母親に限定したにすぎない。

イ. 父親を一応表面に出さなかったのは、一般に父親は子どもの接觸時間が少なく、子どもに対する態度も画一化の傾向にあり、差がみられないのではないかというところからである。だが実際調査に当っては、面接の際に『そのときお父さんならばどうするか』と聞くことによって、父親の子どもに対する態度も間接的に調査するよう配慮し、父と母の家庭における役割の資料も、副次的には得られるようにした。

② 社宅の母親に限定した理由

ア. 現在では、社宅は特殊な環境であろうが、将来は、社宅・団地のような様式の住まいが相対的に増加して特殊でなくなろうと考えられる。

イ. 将来、生活様式の画一化は現在よりもさらに進み、独自の生活様式は、現在よりもさらに後退するであろうと考えられる。

ウ. 行政上の区画である一つの市を対象区とすることは調査期間・その他からみて、無理であろうと思われた、等である。

第2に就業主婦と専業主婦の問題である。このことは、本調査研究の仮説にかかわることであるので、仮説をあげ、説明をつけ加えたい。

仮説1. 就業主婦と専業主婦には、育児態度ならびに育児型式に差がみられるであろう。

仮説2. 管理職家庭の主婦とそれ以外の家庭（以下一般職家庭という）の主婦には、育児態度ならびに育児型式に差がみられるであろう。

この二つの仮説から、就業主婦と専業主婦の比較、管理職家庭の主婦と一般職家庭の主婦との比較を中心にして論を進めたわけである。サブテーマには、特別な意味はない。なお、若干付言をするならば、

① 管理職家庭の主婦と一般職家庭の主婦というとらえ方である。父親・母親の学歴と育児態度との間には、深い関連があるといわれているがここでは、学歴によって層化し比較するという方法はとらないことにした。なぜならば、育児態度に影響を与えるものとして学歴（教養）の外に、社会的地位と収入が考慮されなければならないのではないかと考えたからである。だから、ここでいう管理職家庭とは、職制上の管理職家庭および管理職相当職（医者、研究所員等）を指し、いわば『教養があり、社会的地位も高く、したがって収入も多い家庭』という意味に使用した。

② 就業主婦の限界の問題であるが、ここでは、通年雇用関係にある主婦のみを指し、パートタイマーは除外した。

③ 育児態度を判定する視点であるが、『伝統的』『反伝統的』の両極を考え、そこから『厳格』『反省的』『でき愛』『無関心』の4つのカテゴリーを設定したわけである。ところで、伝統的に厳格の内容を含むものと予想

すれば、反伝統的にでき愛をあげるべきであろう。ところが現実的には『無関心』が両極になると推測されるので、順序をかえることにした。

④ 4つのカテゴリーを価値的にみて、どれが望ましいと考えたかということである。両極に厳格と無関心をすれば、望ましいものは、当然そのどちらにも属さない反省的なものであろう。換言すれば、反省的な態度が生活場面なり問題場面にどのようにあらわれているかということである。以上のことから、本調査研究は、社宅における母親の育児態度および育児型式を仮説にしたがって探ることにより将来本県の家庭教育のあり方を考えていく上での基礎資料を提供しようとするものである。

(2) 計画

① 調査対象地区・調査対象標本数等については、下表のとおりである。

項目 会社名等	対象社宅名	所属幼稚園名	調査対象数	
			質問紙	面接
呉羽化学工業株式会社 社舗工場(いわき市鶴町)	鷺内、前原、落合 糠塚	呉羽幼稚園 聖心幼稚園	143名	20名
常磐生活共同組合 (いわき市湯本内郷)	南、北、西区、八 ノ山、台ノ山、竹 ノ内、宮沢御殿、 東、浜井場	磐崎、台ノ山、傾 城町田、宮沢、 殿、綾、東の各幼 稚園	441名	36名
日本水素株式会社小名 浜工場(いわき市小名浜)	高山、弁別、岡尾 名	高山、弁別、白百 合の各幼稚園	34名	14名
	計	18社宅	13幼稚園	618名 70名

② 調査期日、方法等については、次のとおりである。

質問紙法による、質問紙1の調査は、昭和44年1月下旬に質問紙2の調査は、昭和43年9月下旬に、それぞれ期間をきって実施した。

個人面接法による調査は、昭和43年10月下旬～11月上旬にかけて、延べ14日間を費やして実施した。

## 4 研究結果の普及

研究結果については、本府ならびに教育事務所の指導主事への研究中間報告と一般教員に対する中間報告会および、各学校への研究紀要の刊行配布などにより、その内容の理解をはかり、指導改善の資料として活用されるよう、その普及にも配属した。

(1) 所報および研究紀要の発行

教育に関する調査、研究の結果得られた資料や、教育内容方法の改善のための必要と思われる資料を提供するとともに、当研究所の研究内容を広報し本県教育の向上に資する目的をもって、「研究所報」を年5回発行し、それを県内の小・中・高校に配布し、活用に供した。

さらに、当研究所で取りあげている研究については、その結果を「研究紀要」として刊行し、各学校に配布し、指導改善のための資料として活用できるようにしている。

本年度発刊の所報のおもな内容および紀要是次のとおりである。

① 研究所報の内容

- ア. 国立および都道府県各研究所発行研究資料目録(第20号)
- イ. 小学校新指導要領の研究資料(第21号)
- ウ. 教育研究の進め方(第22号)
- エ. 戦後の教育思潮(23・24号)

② 研究紀要

- ア. 地域指導者養成講座報告書(第5回生)
- イ. 教育研究の実践—教育研究の進め方—
- ウ. 地域教育振興に関する研究(紀要59号)

(2) 研究報告会